

○財務省告示第七十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年四月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日 財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第八
回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
の法律及びそ
の
条
項
三 法律第二十三号）第四十六条第
四 会計に関する法律（平成十九年
五 法律第二十三号）

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第II非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

争入札発行」という。）

八 最 行 争
 額 低 入
 振 替 単 位
 九 振 替 単 位
 十 一 発 行 行 日
 十 二 利 率
 十 三 経 過 利 子
 の 払 込 み

五 万 円

の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
 平 成 二 十 七 年 四 月 二 十 七 日

十 九 銭 額 百 円 に つ き 九 十 七 円 八

(一) 年 一 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者

式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 14}{100} \times \frac{38}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係 る 所 得 税 が 振 替 口 座 簿 中 の 利 子
 も の と し て は 記 録 さ れ る の 口
 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る の
 に つ い て は 、 前 記 (一) の 式 に
 よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
 額 に 百 分 の 二 十 ・ 三 五 を 乗
 じ た 金 額 (お だ し 、 取 得 者 債
 を 発 行 時 に お だ し 、 取 得 者
 が 非 居 住 者 又 は 外 国 人 に 對
 する 非 居 住 者 算 出 金 額 に 對
 する 算 出 金 額) を 算 出 し 居
 る 場 合 に は 、 前 記 (一) の 式
 によ り 算 出 し た 金 額 を 受 居
 る 者 又 は 出 した 者 が 適 用 した
 け る 所 得 税 の 国 税 率 を 乗 じ た 金

十四 初期利子

額)を控除することができる。

平成二十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times 1.1$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成六十七年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十七年四月二十七日